

寒川文書館だより

Vol. 28



寒川村田端衛生組合規約
(当館寄託 田端自治会文書)

■第28号目次■

資料紹介「寒川村田端衛生組合規約」	2
特別展「記録にみる流行病」	3
施設の紹介—文書資料室—	4
最近のできごと	5

第28号
2020.9.30
寒川文書館

寒川村田端衛生組合規約

明治31年(1898)、当館寄託 田端自治会文書

明治30年(1897)4月1日、伝染病予防法が制定されました。8種の指定された伝染病について、その予防や、患者への適切な治療などを定めた法律で、全36条からなります。このうち市町村に対しては、①伝染病予防委員の任命(第15条)、②伝染病院または隔離病舎の設置(第17条)、③衛生組合の設置(第23条)をそれぞれ義務づけています。

これをうけて寒川村では次の対応を行いました。①伝染病予防委員の選出方法を、明治30年8月9日の村議会で議決。委員の定員を7名とし、うち6名は村会議員の互選、1名は村内在住の医師を充てるとしています。

②隔離病舎は、御所見村(現藤沢市)と一部事務組合を結成して共同で設置・運営することとしました。組合の発足は明治32年7月29日。隔離病舎は御所見村瀬郷、ちょうど両村の境界にあたる場所に設置され、患者が発生した場合はここに収容して、御所見村在住の医師が治療にあたること

とに規約の作成が求められました。まず村が12か条からなる雛形を示し(『寒川町史』5 p62)、これを参考に各組合が条文を作ることとなりました。

雛形の各条には次のような事項が盛り込まれています。(1)組合の目的、名称、区域、(2)役員の種別、(3)役員選出方法、(4)役員の職務、(5)組合長による巡視、(6)実行すべき事項、(7)患者発生時の対応、(8)他組合との協議、(9)村長の指示、(10)消毒器具・薬品の設備、(11)組合の経費、(12)違反者への罰則、この12か条です。

地区別の組合の規約は、表紙に掲げた田端西部のもののほか、宮山上合、宮山社部の3点が現存しています。宮山に「社部」という集落はありませんが、寒川神社の周辺ということで命名されたものと思われます。これらはいずれも、第1条で組合の名称や範囲に固有名詞が追加された他は、第12条まで雛形とまったく同じ内容となっています。しかし、田端西部の規約には「追加」として、患者発生の際に巡視したときの手当や、組合の運営費を徴収する基準など5項目が加えられています。また、宮山上合の場合も、経費の執行手続きや、患者発生時に対応した役員への手当など、「附則」として4か条が追加されています。

衛生組合の記録は昭和22年(1947)ごろまで断片的に残っており、注意喚起の通知、普及映画の上映、清潔優良者の表彰など多岐にわたっています。

伝染病予防法は、平成10年(1998)、感染症法にその内容が引き継がれました。昨今の新型コロナウイルス感染症の対応もこの法律をもとに行われています。(高木秀彰)

衛生組合設置数

大字	組合数
田端	2
一之宮	3
中瀬	1
大曲・下大曲	1
岡田	2
大蔵	1
小谷	1
小動	1
宮山	6
倉見	3
合計	21

になりました。

③衛生組合については、20～50世帯を目安に設立し、日常の予防や感染者が出た時の対応などを、地域内で実施することとなりました。組合は左表のとおり大字を単位に編成されましたが、人口の多い地区は2～6に分割され、組合の総数は21となりました。

設立にあたっては組合ご

はやりやまい
記録にみる流行病



こちらからご覧下さい

今年是世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるい、私たちの日常生活もさまざまな対応を余儀なくされました。長い人類の歴史のなかで、疫病は何度も繰り返し襲ってきましたが、先人たちはそれにどのように立ち向かったのでしょうか。

この展示では、寒川文書館で保管する地域資料や公文書を中心に、地域の人たちの伝染病や感染症との闘いの記録を紹介しています。

当初は、パネルを作成し、文書館にご来館のうえ観覧していただく予定でしたが、感染症拡大防止のため、多くの方に来館を促すことは避け、インターネットでの展示としました。

【会 期】 令和2年9月1日(火)～ (当分の間、終了時期を設けず見られるようにします)

<展示構成>

- 1 江戸時代のコレラ
- 2 寒川神社と感染症
- 3 御所見寒川組合の避病院
- 4 衛生組合の設立
- 5 大正期のスペイン風邪
- 6 戦後の衛生施策

スペイン風邪予防を呼びかける県のチラシ (大正9年 当館蔵村田武夫家文書)

マスク、うがい、人混みを避けるなど基本は今も変わらない。

太平年表録 (茅ヶ崎市教育委員会蔵)
柳島村名主藤間柳庵が安政5年(1858)のコレラ流行の様子を克明に記している。

組合会議案及決議書 (明治32年 寒川町公文書)

伝染病予防法により市町村に隔離病舎の設置が義務づけられると、明治32年(1899)、寒川村は御所見村と一部事務組合を結成し、隔離病舎の運営にあたった。

手はいつ洗わなければならないか?
(「広報さむかわ」昭和31年5月号)

手洗いの励行などをイラスト付きでわかりやすく伝えている。

施設の紹介－文書資料室－

当館には「文書資料室」という256㎡の書庫があります。4階フロアの25%を占めるそのスペースには、町の公文書や、地域に伝来した古文書などが保管されています。このコーナーでは、その書庫と、当館における資料保存の取り組みを紹介します。



取り組み① 温室度の管理



空調機



データロガー

書庫で保管している資料の多くは紙でできています。紙は温湿度の変化により、その劣化が進んでしまいます。長期的に資料を保存するためには、温湿度を一定に保つ必要があります。当館では、資料室内の湿度を25度、湿度を50%に保つように、空調機・除湿機を24時間稼働させています。またデータロガー(温室度の自動的測定器)を用いて、温湿度の異常がないかもチェックしています。

取り組み② 消火設備



不活性ガス手動起動装置

書庫で火災が発生した際の備えとして、不活性ガス消火設備を設けています。火災発生時に消化剤を放出し、室内の酸素濃度を下げることにより消火する設備で、使用される消化剤も資料の汚損が少ないとされています。そのためこの設備は多くの文化施設で導入されています。

取り組み③ 資料の燻蒸^{くんじょう}

カビや虫が書庫に侵入することを防ぐため、資料を新たに搬入する際には薬剤燻蒸を実施しています。右の写真のように資料室内にビニールテントを設置し、燻蒸作業を行います。この作業は、総合図書館の蔵書点検の期間(6月頃)に合わせて1年に1回実施しています。



令和2年度燻蒸作業

取り組み④ 保存容器

段ボールや茶封筒のなかには、それ自体から酸を発生するものがあります。酸は紙資料の劣化の要因となるため、それらを保存容器として用いることは好ましくありません。当館では、資料の長期保存に適した弱アルカリ性の文書保存箱・整理封筒(アーカイバル容器)を用いて、資料を保管することに努めています。



文書保存庫箱

最近のできごと 2020,4,1-2020,9,30

4/7新採用職員研修



新採用職員8名を対象に研修を実施しました。「寒川の歴史と文書館の仕事」と題して“町の歩み”と“文書館の機能”について講義。また、歴史的公文書等の館蔵資料を紹介し、生の資料がもつ説得力を体感してもらいました。



5/1～『広報さむかわ』に新連載

寒川町は1940年11月1日に誕生しました。今年はそれから80年という節目の年を迎えます。これを記念して『広報さむかわ』にコラム「寒川町の80年」の連載を開始しました。館蔵資料を用いて、町の80年の歩みを紹介していきます。

6/10～6/13燻蒸作業



新規受入資料の燻蒸作業を実施しました。公文書・古文書が約70箱、施設再編課が管理する公共施設の建築図面約630冊が今回の対象でした。

7/28文書館運営審議会



運営審議会を開催しました。運営審議会は文書館の運営に関する町長の諮問に応じることを目的とした機関です。今回の会議では、令和元年度事業結果報告および同2年度事業計画を審議してもらい、いずれも承認されました。

9/1～インターネット特別展「記録にみる流行病」



当館収蔵資料等を用いて、地域の人たちと感染症の歴史について紹介しました。なお、本展示会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネット上の開催としました(展示内容については本紙3頁をご覧ください)。

今後の事業予定

■令和2年度後半の展示

○インターネット特別展「寒川町の80年」

当館収蔵の写真、公文書、地域資料などを使って寒川町の80年間のあゆみを紹介します。

会期：令和2年10月17日～

※インターネット上のみでの開催となります。

○ミニ展示「丑年のできごと」

令和3年の干支は“丑”。過去の丑年には何があったのでしょうか。当館収蔵の記録資料をパネルにして、丑年のできごとを振り返ります。

会期：令和3年1月5日～3月31日

場所：文書館エレベーターホール

■刊行物情報

○寒川文書館絵はがきシリーズ12

「1940年寒川町ができたころ」

昭和15年の町制施行時の町の様相を示す写真を絵はがきに仕立てます。

仕様：葉書8枚、解説書、封筒入り

価格：1組500円

※11月1日より当館にて販売致します。



○『寒川町史研究』第32号

特集「町制施行80周年」、小特集「相模海軍工廠—湘南中学徒勤労働員—」を掲載する予定です。どうぞご期待ください。

価格：500円

※令和3年3月31日刊行予定

編集後記

『寒川文書館だより』第28号をお届けします。日常生活の有り様が、新型コロナウイルス感染症の影響で一変しました。当館も感染拡大防止のため、令和2年3月5日か6月14日までを臨時休館、古文書講座や企画展は中止という判断を余儀なくされました。そのような状況下での情報発信の方法を模索し、インターネット展示「記録に見る流行病」を開催する運びとなりました。今後も社会の変化を注視しながら、普及事業や情報発信の在り方について考えていきたいと思っております。

利用案内

■開館時間

午前9時～午後5時

■休館日

月曜日（国民の祝日にあたる場合は開館）

年末年始（12月29日～1月3日）

特別整理日（決まり次第お知らせします）

※新型コロナウイルス対応のため臨時休館とする場合がございます。詳しくはホームページをご覧ください。

■交通のご案内

JR相模線 寒川駅下車 徒歩10分

寒川町コミュニティバス・

神奈中・相鉄バス 海老名駅—寒川駅線

「図書館文書館前」下車 徒歩1分

※なるべく公共交通機関か自転車、徒歩でお越しください。



寒川文書館だより 第28号

令和2年9月30日

編集・発行／寒川文書館

〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山135-1

TEL 0467-75-3691 FAX 0467-75-3758

ホームページ <http://www.lib-arc.samukawa.kanagawa.jp>

電子メール bunshokan@town.samukawa.kanagawa.jp

ツイッター https://twitter.com.samu_archives